

野外では肌の露出を少なめに

マダニにご注意ください

野山には原虫や細菌、ウイルスなどの病原微生物を保有するマダニが生息しています。

マダニに咬まれても、ほとんど痛みやかゆみを感じませんが、咬まれた後1週間前後で「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」や「日本紅斑熱」などという疾患を発症することがあります。

◆マダニに咬まれないためのポイント

- 長袖、長ズボン、手袋などを着用する。
- 服の上や肌の露出部分に防虫スプレーを噴霧する。
- 草むらや地面に直接座らない。衣類を置かない。
- 野山、草むらに入った後は、新しい服に着替える。
- できるだけ早くシャワーを浴び、マダニに咬まれていないか全身を観察する。

◆咬まれたときの対処法

- マダニをつぶさないように頭部をピンセットではさんでとるか、医療機関などで取ってもらう。
- 1週間程度は体調の変化に注意し、発熱などの症状が出た場合は医療機関を受診してください。
- ▶詳しくは、役場みらい健康課（☎33-0355）までお問い合わせください。

音声だけで避難所情報などが取得できます

AIスピーカーのモニターを募集します

県では、住民のみなさまに災害時、適切な避難行動を取ってもらえるように、音声操作のみで容易に避難情報が確認できるAIスピーカーの導入を検討しており、次のとおりモニターを募集します。

【対象】

- 町内在住の60歳以上の方
- アンケートに協力していただける方（2回実施）

【費用】 無料

【申込期限】 6月30日（水）

※数に限りがあるため、なくなり次第終了

【利用環境】 利用には、以下の環境が必要です

- ご自宅にwi-fi環境があること
 - LINEアカウントで初期設定が可能なこと
 - 初期設定の際にClovaアプリが利用可能なこと
- ※ Clovaアプリは、Google PlayストアもしくはApp Storeからダウンロードしてください。

【貸出期間】 貸出し日から令和4年3月31日まで

▶申し込み方法など詳しくは、今月号の折り込みチラシをご覧ください。役場総務課防災対策室（☎33-0335）までお問い合わせください。



ウミガメ保護のため一緒に活動しませんか？

6月より井田海岸のパトロールを開始！

アカウミガメの保護活動を行っている紀宝町ウミガメ保護監視員と、地域おこし協力隊で紀宝町ウミガメ公園飼育員の伊藤悠也さんは、6月1日から井田海岸のパトロールを開始します。監視員らは7月末まで定期的にパトロールを行い、ウミガメの産卵や、ふ化を見守っていきます。

土曜日の午後8時からパトロールを行っていますので、ウミガメ保護に興味がある方はパトロールに参加してみませんか。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

中学校卒業までの児童・生徒を養育している方へ

児童手当の現況届は6月30日までに提出を！

児童手当および特例給付（以下、「児童手当等」という。）は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

児童手当等の支給を受けている方には、6月上旬に役場福祉課から「児童手当・特例給付現況届」を送付しますので、必要事項を記入し、下記③の必要書類を添付して、6月30日（水）

までに役場福祉課に提出してください。この届の提出がないと、6月分以降の児童手当等が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【児童手当・特例給付現況届とは】

毎年6月1日現在の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

①支給対象児童および支給額（児童1人当たりの月額）

対象児童		支給額
3歳未満		15,000円
3歳から 小学校修了まで	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。



②所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円

※扶養親族等の数が4人以上の場合の所得制限限度額は、1人につき38万円を加算します。
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円を支給します。

③現況届の手続きに必要なもの

対象者	必要なもの
受給者全員	<ul style="list-style-type: none"> • 児童手当・特例給付現況届 • 受給者本人の健康保険被保険者証の写し等（紀宝町国民健康保険被保険者証をお持ちの方は不要）
養育する児童と別居している方	<ul style="list-style-type: none"> • 別居監護申立書

※公務員などの共済の方は、勤務先で手続きをしてください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。